

事務連絡
平成24年11月13日

沖縄県土木建築部

道路管理課長 殿

内閣府

沖縄総合事務局開発建設部

道路建設課長 照屋

道路管理課長 米須

通学路における交通安全の確保について(依頼)

標記については、「通学路における交通安全の確保について」(平成24年5月30日付、国道国防第51号、国道環安第15号)にて通知しているところであるが、緊急合同点検の結果抽出された対策必要箇所について、今後、対策が着実かつ計画的に実施されるためには、予定される対策の内容が、各学校単位で明示され、地域の関係者が認識を共有して取り組むことが重要であると考えられる。このため、下記のとおり、関係者が実施する対策を明示した資料を作成し公表されるよう、管内の市町村に依頼されたい。また、県においては、市町村の資料作成に協力するようお願い致します。

なお、本件については、国土交通省からの事務連絡「通学路における交通安全の確保について(依頼)(平成24年11月13日付)」にもとづく依頼であり、国土交通省において文部科学省及び警察庁と調整済みであることを申し添える。

記

(1) 対策一覧表及び対策箇所図の作成

緊急合同点検の結果、対策必要箇所として抽出された箇所について、市町村が主体となって各小学校単位で、①対策必要箇所の状況、対策内容及び事業主体を示した対策一覧表、②対策必要箇所の位置・状況及び対策内容を明示した対策箇所図を作成。

なお、作成した資料については、(2)に記すとおり、公表することを想定しているため、対策内容については、関係者及び地域住民等と合意形成がなされているなど、対策を実施する目途が立っている場合にその内容を記載し、対策内容が未定若しくは検討中の場合については、その旨を記載する。

別添1、2に対策一覧表及び対策箇所図のイメージを示す。

資料の作成にあたっては、市町村以外の道路管理者が実施する対策も含めて一覧表及び図に

取りまとめる。

さらに、関係者間で総合的に対策の計画を共有する観点から、道路管理者が実施する対策のみならず、教育委員会・学校や地元警察署等の関係者が実施する対策についても併せて記載する必要がある。そこで、市町村の道路管理者は、教育委員会、地元警察署に情報提供等(対策必要箇所に関する資料の写しの提供等)の協力を依頼し、対策一覧表及び対策箇所図を作成する。

資料作成にあたっての具体的な方法については、各地域の状況等に応じて、道路管理者、教育委員会、地元警察署で調整する。

なお、市町村の道路管理者からの依頼に基づき、教育委員会、地元警察署から道路管理者に対して情報提供等の協力がなされる旨、文部科学省、警察庁と調整済みである。

(2) 対策一覧表及び対策箇所図の公表

(1)にて作成した対策一覧表及び対策箇所図について、各市町村において、可能な限り11月末までを目途に公表する。公表にあたっては、事前に教育委員会や地元警察署等の関係者と内容について調整し、公表した内容については関係者間での共有に努める。

なお、公表の方法については、地域住民や市民等に広く周知する観点から、以下に示す例を参考に各市町村において判断する。

【公表の方法の例】

例①: 教育委員会、地元警察署が行う対策も含めて道路管理者で記者発表を行う

例②: 道路管理者、教育委員会、地元警察署等関係者の連名で記者発表を行う

例③: 道路管理者、教育委員会、地元警察署等関係者が出席する会議を開催し、資料を公表する

例④: 市町村のホームページ、広報誌等に掲載する

(3) 公表の報告

(2)にて公表がなされた際には、各地方整備局等は、公表した旨(公表日、公表方法等)を速やかに国土交通省道路局まで報告のため沖縄総合事務局道路建設課まで報告願います。

以上

担当及び問い合わせ先

沖縄総合事務局 開発建設部 道路建設課 仲村
道路管理課 城間

南大東村内通学路の要対策箇所一覧

【南大東小中学校】

路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	分類	対策内容	事業主体
県道182号線	南大東小中学校、正門近くの歩道	歩道が約50mにわたって途切れている。児童生徒はその区間、車道を歩く。		ボランティア等による立ち番等	教育委員会及び学校
在所1号線	奥山組前の三叉路	交通量が多いにもかかわらず、歩道と車道の区別がない。		ボランティア等による立ち番等	教育委員会及び学校

【対策検討メンバー】教育委員会、学校

対策箇所位置図

- ・歩道が途切れており、その区間は車道を歩くことになる。

対策方法 ボランティア等による立ち番等



南大東小中学校

- ・交通量が多い箇所だが、歩道と車道の区別がない。

対策方法 ボランティア等による立ち番等

